

国民健康保険税の算出における軽減や減免について

■ 軽減制度

1. 所得による軽減制度（仮計算表のB・D・Fに軽減分を計算します。申請は不要です。）

【概要】

賦課期日（4月1日）現在（年度途中で新規加入された場合はその世帯発生日現在）の世帯主と国保加入者の所得合計が次の基準以下の場合、「均等割額」が軽減されます。

軽減該当となる所得の基準（令和6年度版）	軽減割合
43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) }	7割
43万円 + { 29.5万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) } + { 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) }	5割
43万円 + { 54.5万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) } + { 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) }	2割

- * 世帯主及び特定同一世帯所属者の前年の所得は、国保に加入・未加入に関わらず判定所得に含みます。
- * 「給与所得者等」とは、給与収入55万円超の方及び公的年金等の収入60万円超（65歳以上は125万円超）の方です。
- * 「特定同一世帯所属者」とは、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行された方です。
- * 世帯主または被保険者の中に一人でも未申告者がいる場合は軽減非該当となります。

2. 非自発的失業者に係る軽減（仮計算表のA・C・Eの計算で使用します。申請が必要です。）

【概要】

離職時の年齢が65歳未満であり、非自発的な理由（解雇、倒産、会社都合など）により離職し、ハローワークで交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄が次の番号に該当する方は、離職者本人の前年の給与所得を30/100とみなして国保税を計算します。

離職者区分	対象となる離職理由欄の番号
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

- * 離職理由欄の番号が該当している場合も、「特例受給資格者証」「高齢受給資格証」の方は軽減の対象外です。

3. 未就学児に対する軽減制度（仮計算表のB・Dの計算で使用します。申請は不要です。）

【概要】

国民健康保険の被保険者の年度末年齢が0歳～6歳の未就学児に対して「均等割額」が2分の1として計算します。

4. 出産された被保険者の産前産後期間に係る軽減制度（仮計算表のA～Fの計算で使用します。申請が必要です。）

【概要】

妊娠12週（85日以上）の分娩であれば、出産された被保険者の国民健康保険税（国保税）が軽減されます。

出産された国保被保険者の所得割額及び均等割額を対象月数分全額減額を行い、世帯で再計算します。（単胎：4か月間、多胎：6か月間）

- * 詳しい軽減の対象期間については、ホームページを参照ください。

■ 減免制度

1. 旧被扶養者の減免制度（仮計算表のAからDの計算に使用します。申請は不要です。）

【概要】

社会保険等（被用者保険）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保に加入することになった65歳以上の被扶養者（「旧被扶養者」という）の方には、国民健康保険税が減免されます。

減免の内容

区分	減免の内容	備考
所得割	全額減免	旧被扶養者分のみ減免（他の加入者分の所得割は対象外です。）
均等割	半額減免 （資格取得日の属する月から2年間）	7割軽減世帯、5割軽減世帯は適用なし 2割軽減世帯は規定額の3割減免（※合算して5割軽減となります。）

2. 年度末年齢による減免制度（仮計算表のB・Dの計算に使用します。申請は不要です。）

【概要】

国民健康保険の被保険者の年度末年齢が7歳～18歳の被保険者に対して「均等割額」が2分の1として計算されます。

3. その他の減免制度は、災害時の減免制度等申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。